

いろいろなニーズに活かせる終身保険  
「しあわせの階段」を販売開始！

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2016年1月4日から、お客様の多様なニーズにお応えする平準払終身保険「しあわせの階段」＜5年ごと利差配当付増終身保険（低解約返戻金型）＞の販売を、提携金融機関において開始します。

「しあわせの階段」は、死亡保険金額が一定期間増加する終身保険であると同時に、お客様の中長期にわたる幅広い資産形成ニーズにもお応えすることが可能な保険です。



「しあわせの階段」の主な特徴

**I. ご契約後一定期間、死亡保険金額が毎年増加します**

契約日の1年後から一定期間、基本保険金額の20%（単利）ずつ毎年死亡保険金額が増加し、その後一生にわたり万が一の保障をご準備いただけます。

**II. ご契約時に、「2つの型」から選択できます<sup>（注1）</sup>**

ご契約時に、死亡保険金額が基本保険金額の2倍まで増加する「2倍型」と、基本保険金額の3倍まで増加する「3倍型」からお選びいただけます。

**III. お客様の幅広い資産形成ニーズにご活用いただけます**

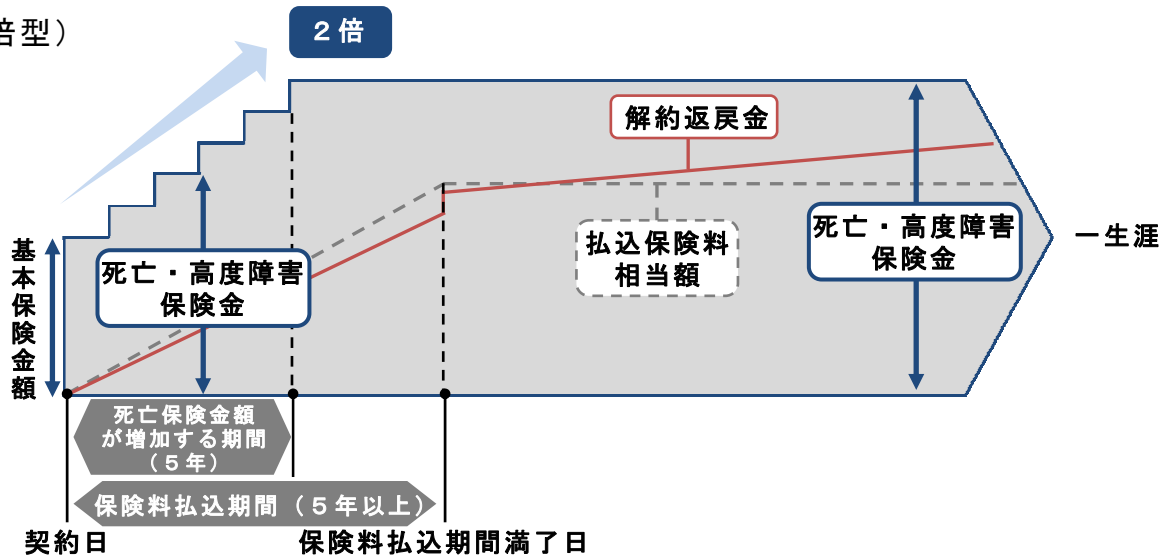
解約返戻金<sup>（注2）</sup>を活用することで、お子さまの教育資金や老後の生活資金の準備など、お客様の中長期にわたる幅広い資産形成ニーズにご対応いただけます。

（注1） ご契約後、契約の型を変更することはできません

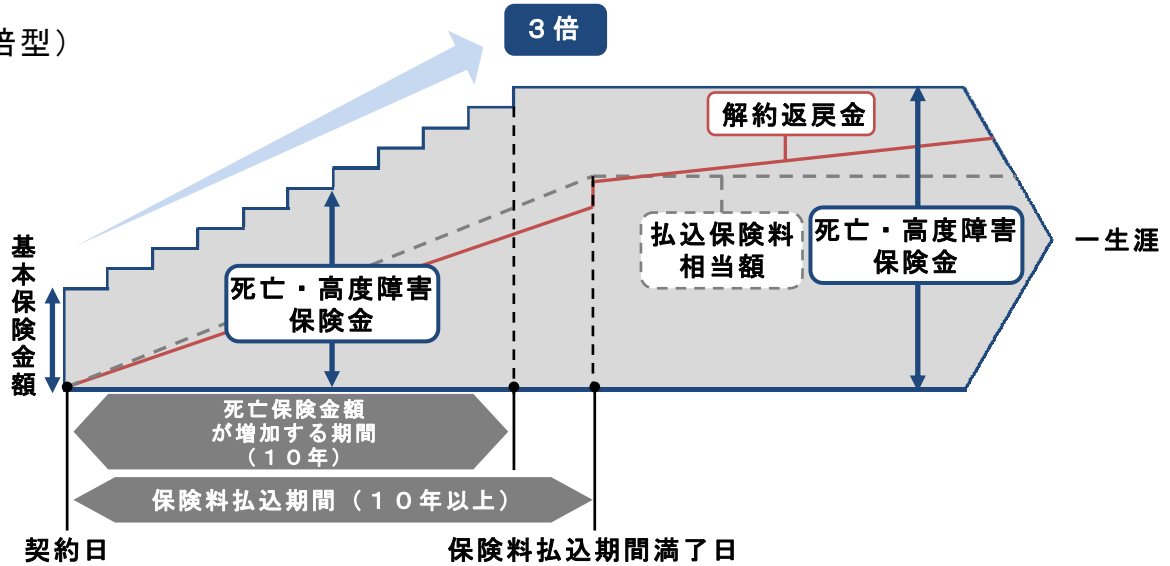
（注2） この保険は、保険料払込期間中は解約された場合の返戻金の額を低く設定しており、保険料払込期間中に解約された場合にお支払する返戻金の額は、返戻金の額を低く設定しない場合の7割となります

# 「しあわせの階段」の概要

(1) しくみ  
(2倍型)



(3倍型)



(2) 保障内容

種類 (注3)	支払事由	保険金額
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額 (注4)
高度障害 保険金	被保険者が、責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって身体障害表の第1級の障害状態に該当したとき	死亡保険金額 と同額

(注3) 死亡保険金・高度障害保険金のいずれかの保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します

(注4) 基本保険金額に、保険年度に応じた以下の所定の率を乗じて得られる金額

ご契約の型	保険年度										
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11 以降
2倍型	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
3倍型	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0

### (3) 主な取扱い

ご契約の型 取扱い内容	2倍型	3倍型
契約年齢（被保険者） 範囲	16歳～75歳（満年齢）	16歳～70歳（満年齢）
保険料払込期間 （カッコ内は、保険料払込満了 時の被保険者年齢の上限）	16歳～44歳：5年～40年 （80歳） 45歳～69歳：5年～30年 （75歳） 70歳～75歳：5年のみ	16歳～44歳：10年～40年 （80歳） 45歳～64歳：10年～30年 （75歳） 65歳～70歳：10年のみ
告知書扱の 基本保険金額範囲 （10万円単位）	16歳～39歳：80万円～1,500万円 40歳～49歳：80万円～1,000万円 50歳～60歳：80万円～500万円 61歳～75歳：80万円～250万円（3倍型は70歳まで）	
高額割引の適用条件	基本保険金額が500万円以上	基本保険金額が340万円以上
告知・診査方法	告知書扱・個人健康診断書扱・嘱託医扱（診査医扱）	
クーリング・オフ	対象（注5）	

（注5） 明治安田生命が指定した医師による診査が完了した場合、クーリング・オフはできません

### (4) 保険料・解約返戻率例（月掛、基本保険金額100万円、高額割引適用なしの例）

#### 《保険料例（注6）》

契約 年齢	2倍型 （保険料払込期間5年の場合）		3倍型 （保険料払込期間10年の場合）	
	男性	女性	男性	女性
40歳	23,586円	22,162円	17,981円	16,891円
50歳	25,881円	24,316円	19,740円	18,540円
60歳	28,335円	26,666円	21,654円	20,351円

#### 《解約返戻率例（注7）（注8）》

契約 年齢	2倍型 （保険料払込期間5年の場合）				3倍型 （保険料払込期間10年の場合）			
	男性		女性		男性		女性	
	5年後	10年後	5年後	10年後	10年後	15年後	10年後	15年後
40歳	98.4%	102.9%	98.3%	102.9%	101.3%	105.9%	101.4%	106.1%
50歳	98.2%	102.4%	98.3%	102.9%	100.8%	105.0%	101.3%	106.0%
60歳	97.6%	101.4%	98.3%	102.7%	99.5%	103.0%	101.0%	105.3%

（注6） 2016年1月4日時点の料率を用いて計算

（注7） 解約返戻金額を払込保険料の累計額で除して計算し、小数第2位以下を切り捨て表示

（注8） 2倍型の5年後、3倍型の10年後の解約返戻率は、保険料払込満了日翌日の率。

その他は契約応当日前日の率

### ■本リリースにおける用語のご説明

基本保険金額	保険契約締結の際、当社の定める金額の範囲内で、保険契約者の申出によって 定めた金額のことをいいます。
保険年度	契約日または年単位の契約応当日から起算して、次に到来する年単位の契約応当 日の前日までの1年ごとの期間をいいます。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット」等をご覧ください。

以上